

交渉情報	NO.76	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2020年4月22日	添付資料:1枚

緊急事態宣言に伴う社員の出勤体制の抑制等について

【関連文書：中央総合情報 日本郵便 第48号（2020.4.8）】

日本郵便（株）信越支社総務・人事部は、本日（4月22日）「緊急事態宣言に伴う社員の出勤体制の抑制等」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、政府の緊急事態宣言の対象地域拡大を受け、新型コロナウイルスの感染リスクを減らし、社員及びお客さまの安全を確保するため、4月8日に本社・本部門で整理された関連文書に基づき、信越支社として社員の出勤体制の抑制等を実施するというものです。よって、改めての本社からの指示文書発出はありません。

【本部文書内容】

関連文書【項番2（3）】で窓口数を削減するなど、出勤体制の抑制をはかるとしているが、具体的な考え方を示すよう求め、会社は窓口数の削減に関する具体的な基準等を示すことは困難であり、現場の状況を踏まえた上で、管理者の判断で実施させるべきものとの考えを示しています。

1. 内容

政府の緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されてため、社員の出勤体制の抑制・窓口数の柔軟な対応を実施する。

（1）対応

窓口の繁閑状況を考慮し窓口数の削減等、業務上の必要性を勘案し、所属長の判断で社員数を抑制する。

なお、出勤する社員は一部の社員に偏らないよう配慮する。

（2）勤務の扱い

支社資料を参照

2. 実施時期

緊急事態宣言が解除されるまで

3. 出勤体制の抑制状況の報告

緊急事態宣言を受け出勤体制を抑制した（または抑制予定の）場合、抑制状況について報告する。

4. その他

- (1) マスク着用及びお客さまとの一定の距離を保つての対応を心掛けること。
(マスクは奇抜な色でなければ白以外も可)
- (2) 手洗い、うがい等感染対策を徹底すること。

地本は、全ての局で出勤体制の抑制等を行うのか求め、支社は一律に窓口数を減らすことは困難なため、局状に応じて所属長の責任で対応するとしています。

【労使対応】 情報提供